

(4)侵入防止対策

①高病原性鳥インフルエンザ

②豚熱

③水際対策

国内の豚熱対策

- 豚熱対策については、農場にウイルスを入れさせないための**飼養衛生管理の向上を基本**とし、日本にウイルスを入れさせないための**水際対策**、環境中のウイルスを封じ込めるための**野生イノシシ対策**を複合的に講ずることが重要。
- 一方で、現状では野生イノシシの感染状況が把握できていない地域が多く、経口ワクチンの取組にも地域間で格差が発生。また、現状の飼養衛生管理では、農場へのウイルスの侵入を防ぐことができない場合、当面の間、飼養豚へのワクチン接種を実施。
- ドイツの取組状況を踏まえると、**我が国においても、10年単位での長期的な対策を講ずる必要。**

豚熱対策の3本柱

水際対策

日本にウイルスを入れさせない

感染経路遮断対策
(飼養衛生管理の向上)

農場にウイルスを入れさせない

野生イノシシ対策

環境中のウイルスを封じ込める

感受性動物対策
(適切なワクチン接種)

農場における発症リスクの低減のため、当面の間、飼養豚へのワクチン接種を実施

※ 豚熱ワクチンは、①豚熱の発症を防ぐものであり、感染を防ぐものではなく、かつ、②すべての豚が免疫を獲得できるわけではないことに留意する必要がある。

国内の豚熱対策

選択的殺処分の基本的な考え方

- 令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、同年5月19日に公布、即施行された。
- 適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を踏まえ、全頭殺処分から伝播リスクとなりうる豚のみを殺処分（選択的殺処分）。
- 発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、概ね3か月間監視（移動制限＋報告徴求）。
- 監視期間中も、消毒完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

- ① ワクチン免疫が成立していない豚
未接種・接種後20日未経過・発育不良
※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。
- ② 症状が認められ、PCR陽性となった豚
- ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚

- ・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、ワクチンが適切に接種されていない
⇒全頭殺処分対象
- ・感染が限局していない
（農場内にウイルスが広範囲に浸潤）
⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

- (1) 拡散状況確認検査
全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等
- (2) 殺処分等・消毒
殺処分は1週間以内を目途に実施。
消毒は1週間間隔で3回実施。

3. 監視プログラム

- 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
（監視期間：約3か月）
- 消毒完了後（発生から約3週間後）、
症状のない豚は以下が可能。
 - ・と畜場出荷
 - ・子豚の肥育農場への移動

国内の豚熱対策

豚熱清浄化ロードマップの策定

- 養豚農業の振興に関する基本方針（令和7年4月）において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」と示されたところ。
- これを踏まえ、以下の考え方に基づき、清浄化に向けたロードマップを策定し、令和7年6月30日に公表。

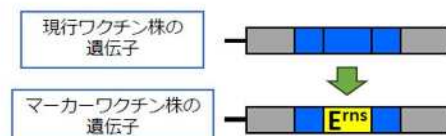
ロードマップ策定の考え方

ワクチン接種下の発生状況や技術の開発状況を踏まえ、以下の考え方でロードマップを策定。

- マーカーワクチン※を早期に実用化し、これに切り替え、飼養豚での感染がない状態を確保し、「豚熱清浄国ステータス」を回復。
- 殺処分について、これまでの知見を踏まえ、範囲の見直しが可能か、専門家も含め、検証。
- 一方、効果的な方策を検討しつつ、野生イノシシの感染の縮小が可能となれば、イノシシの感染リスクがない地域から、飼養豚のワクチン接種を中止。
最終的に、全国でのワクチン接種の中止（完全な清浄化）を目指す。

※豚熱マーカーワクチンについて

- 現行ワクチン株の遺伝子の一部を別のウイルス遺伝子と置換し、この部分に対する豚の免疫反応の違いを検出することにより、ワクチン接種動物と野外株感染動物の区別を可能とするワクチン。
- 研究事業において、これまでにマーカーワクチン候補株の作出に成功しており、早期の実用化に向け、候補株の有効性の検証等を実施しているところ。



I 家畜防疫に関する 基本的事項

- ・衛生管理区域の設定
⇒病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
- ・飼養衛生管理マニュアルの作成
⇒関係者全員の取組水準を確保
- ・獣医師等の健康管理指導
⇒適切・効果的・効率的な取組
- ・埋却地等の準備

Ⅲ 衛生管理区域内に おける汚染拡大防止

- ・畜舎立入時の手指消毒、長靴の履き替え、着替え
⇒病原体の持込み防止
- ・施設、器具、機材の洗浄・消毒
⇒器具等による病原体の持込み防止・低減
- ・区域内の整理整頓、ねずみ駆除
⇒野生動物による畜舎内への病原体持込み防止

Ⅱ 衛生管理区域への 病原体の侵入防止

- ・衛生管理区域専用の衣服、靴
⇒伝播経路の遮断、交差防止
- ・区域立入時の手指・車両の消毒
⇒病原体の低減
- ・野生動物の侵入防止(防護柵・防鳥ネット)
⇒野生動物による区域内への病原体持込み防止

Ⅳ 衛生管理区域外への 病原体の拡散防止

- ・区域外出時の手指・車両の消毒
⇒伝播経路の遮断、交差防止
- ・家畜の健康観察(出荷、移動等)
⇒病原体の拡散防止
- ・特定症状発見時の早期通報
⇒病原体の増殖防止

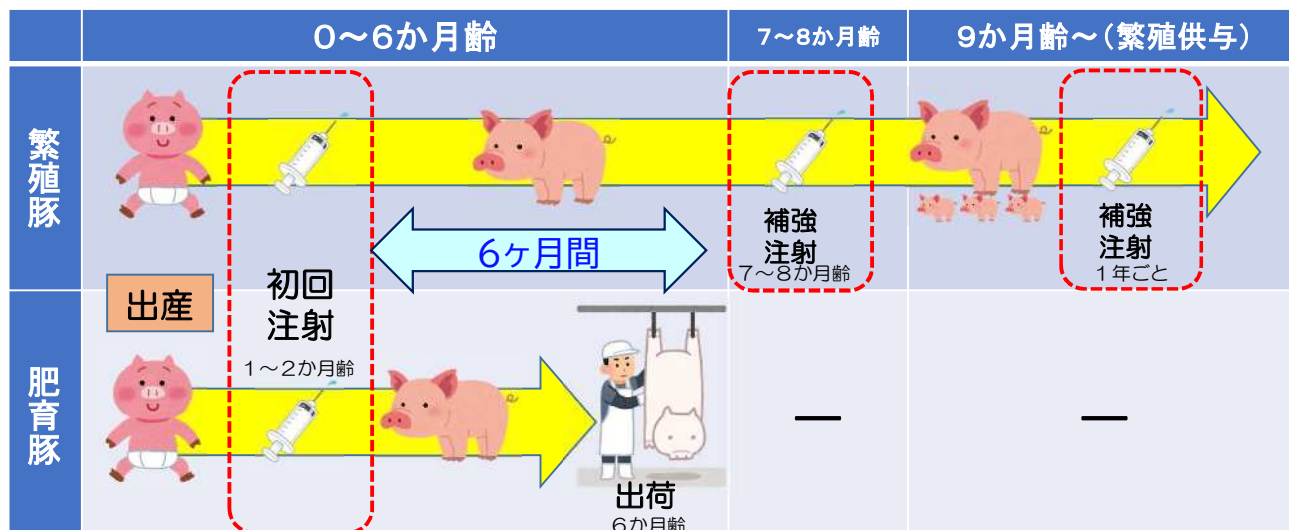
農場における発生予防対策のポイント

○ 豚熱の発生予防対策として、①野生動物対策と人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止、②野生動物対策が重要



農場における発生予防対策のポイント(飼養豚へのワクチン接種)

- 豚熱ワクチンは用法用量及びその参考事項に従い使用
 - 1) 子豚: 母豚からの移行抗体を考慮し、**1か月齢前後に初回の注射**を行う
 - 2) 繁殖候補豚: 初回注射から6か月後に補強注射を行う
 - 3) 繁殖豚: 補強注射後1年ごとに注射する
- 肥育豚(肉用豚)は約6か月齢で出荷 ⇒ 基本的に**1回接種**
- 繁殖豚(母豚)の平均供与期間は3年 ⇒ 供与期間によるが**2回以上接種**



* ワクチン接種のみでは豚熱感染を防止することが困難であることを十分に認識し、**飼養衛生管理を徹底した上での適時・適切なワクチン接種が重要**

農場における発生予防対策のポイント(飼養豚へのワクチン接種)

○ 免疫付与状況確認検査(令和7年4月~令和8年3月)

	検査戸数	検査頭数				陽性頭数				繁殖豚	肥育豚
		母豚	種豚	肥育豚	その他	母豚	種豚	肥育豚	その他	陽性率	陽性率
県全体	252	3,039	69	6,632	10	2,721	67	4,028	9	89.7%	60.7%
中央家保	7	35	0	134	0	29	0	78	0	82.9%	58.2%
南薩家保	47	539	0	1,156	0	505	0	751	0	93.7%	65.0%
北薩家保	21	284	58	417	0	260	57	226	0	92.7%	54.2%
始良家保	28	426	10	880	10	372	9	588	9	87.4%	66.8%
曽於家保	57	865	0	1,324	0	726	0	811	0	83.9%	61.3%
肝属家保	86	797	1	2,616	0	746	1	1,499	0	93.6%	57.3%
熊毛支所	2	34	0	44	0	32	0	37	0	94.1%	84.1%
大島支所	3	29	0	61	0	22	0	38	0	75.9%	62.3%
徳之島支所	1	30	0	0	0	29	0	0	0	96.7%	—

- ・ 県内の252戸、母豚約3,000頭・肥育豚約6,600頭などについて検査を実施
 - 繁殖豚の抗体陽性率: 県平均 約90% (家保別 約76%~約97%)
 - 肥育豚の抗体陽性率: 県平均 約60% (家保別 約54%~約67%)

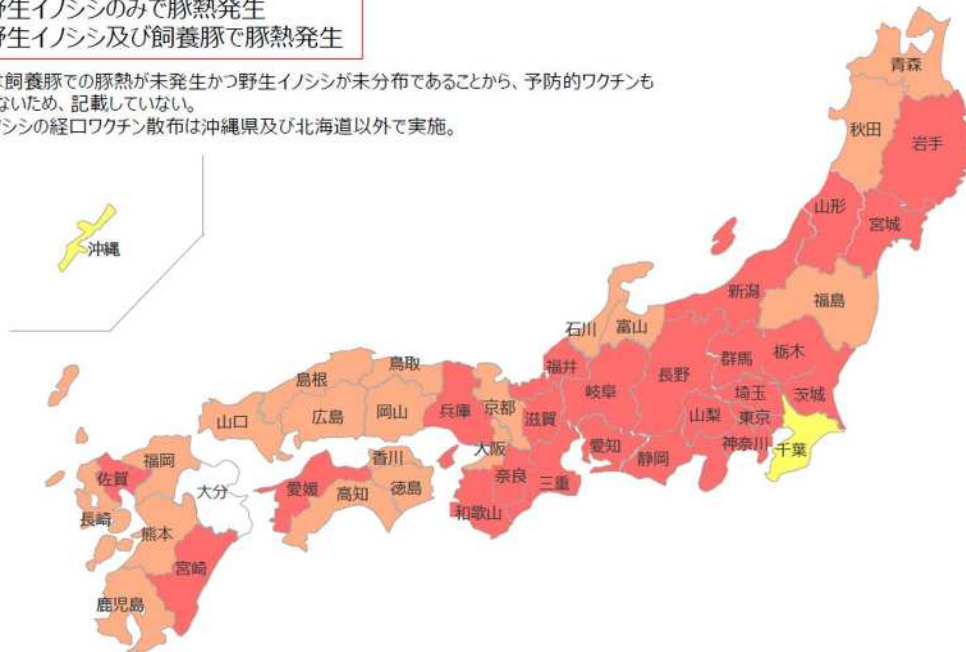
発生予防対策のポイント(野生イノシシへの経口ワクチン)

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- これまでに野生イノシシにおいて豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等、北海道と沖縄を除く45都府県で経口ワクチンを散布。

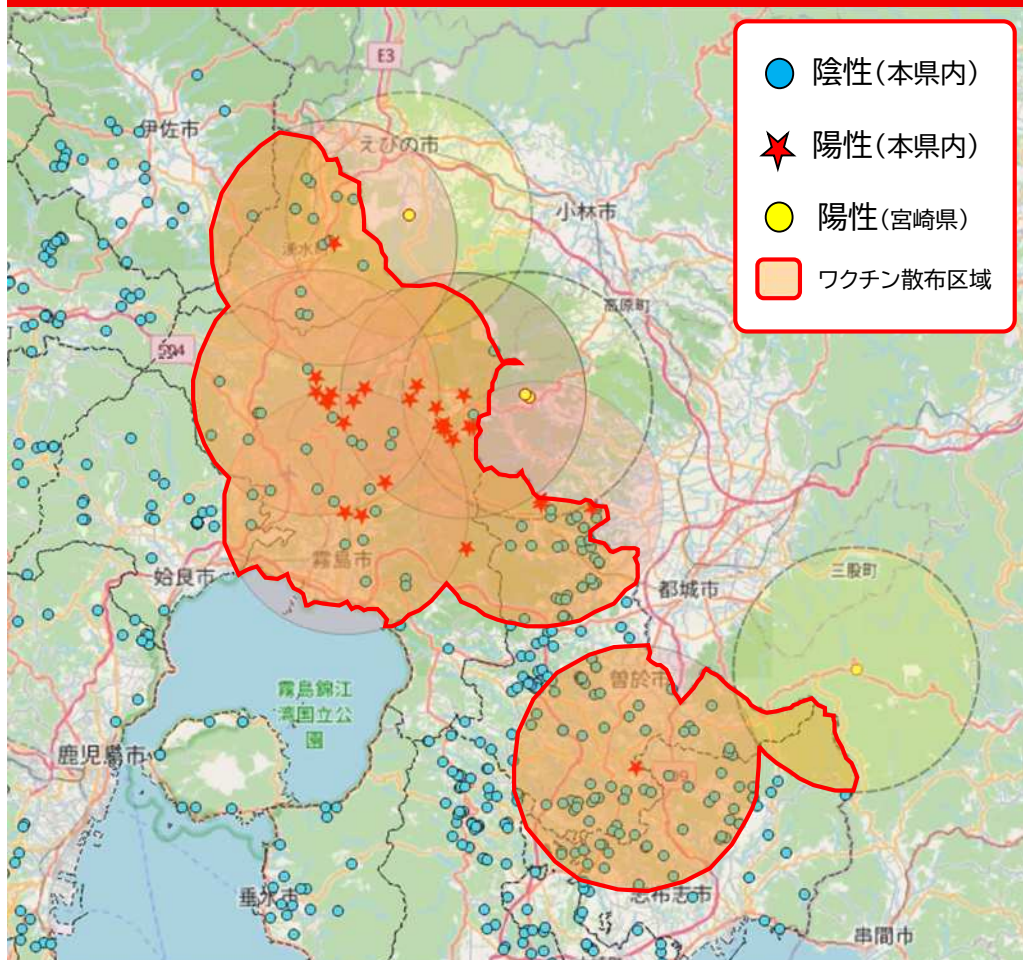
- 豚熱について、飼養豚における発生は26都県（飼養豚頭数：約486万頭（全国の55.2%））、野生イノシシにおける発生は43都府県（飼養豚頭数：約713万頭（全国の81.0%））。なお、飼養豚へのワクチン接種推奨地域として指定している都道府県は北海道以外の46都府県。 ※飼養豚頭数は、R6畜産統計・確報値を基に計算

黄色：飼養豚のみで豚熱発生
 橙色：野生イノシシのみで豚熱発生
 赤色：野生イノシシ及び飼養豚で豚熱発生

※ 北海道は飼養豚での豚熱が未発生かつ野生イノシシが未分布であることから、予防的ワクチンも接種していないため、記載していない。
 ※ なお、イノシシの経口ワクチン散布は沖縄県及び北海道以外で実施。



発生予防対策のポイント(野生イノシシへの経口ワクチン)



R7.9.12～
散布開始

霧島市
湧水町
伊佐市
始良市
曾於市
志布志市
大崎町

延べ 715地点
16,890個
散布

発生予防対策のポイント(野生イノシシへのサーベイ)

令和8年9月30日現在

北薩				
	R5	R6	R7	R8
捕獲	62	75	75	50
死亡	0	1	1	6

始良				
	R5	R6	R7	R8
捕獲	43	41	40	77
死亡	1	1	28	24

中央				
	R5	R6	R7	R8
捕獲	74	85	69	48
死亡	1	1	7	2

南薩				
	R5	R6	R7	R8
捕獲	66	74	71	30
死亡	1	3	8	3

大島				
	R5	R6	R7	R8
捕獲	0	0	0	0
死亡	2	0	2	1



年度	豚熱・アフリカ豚熱 検査頭数
R4	305頭
R5	386頭
R6	458頭
R7	550頭
R8	380頭

豚熱: 27頭陽性

アフリカ豚熱: 全頭陰性

曾於				
	R5	R6	R7	R8
捕獲	67	70	129	42
死亡	3	4	20	14

陽性
3頭

陽性
1頭

肝属				
	R5	R6	R7	R8
捕獲	65	98	91	78
死亡	1	5	9	5

(4) 侵入防止対策

- ① 高病原性鳥インフルエンザ
- ② 豚熱
- ③ 水際対策

4. 侵入防止対策

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



・ **国際郵便でも送れません。** 母国の家族や知人に**国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らない**ように伝えてください。

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

・ 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。

・ 日本に来る前 1 週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから 1 週間は、家畜に触れないでください。



- ・ 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・ 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3 年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- ・ 悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・ 違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・ 輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省

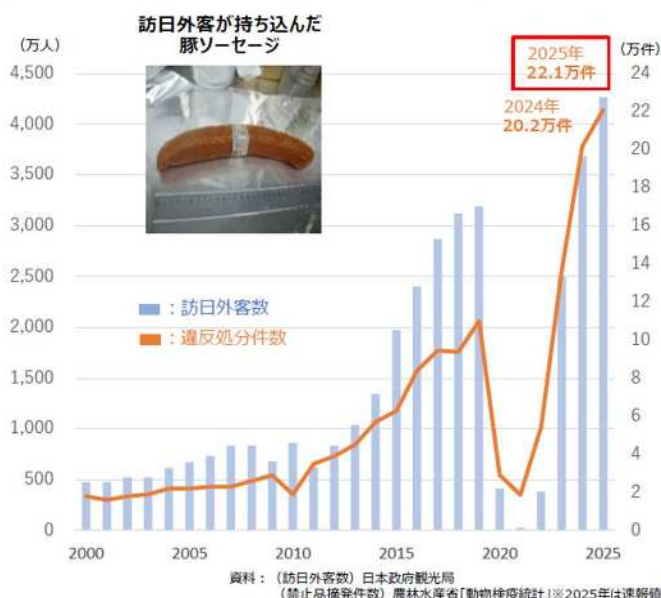


動物検疫 植物防疫

輸入禁止品(肉製品等)の摘発状況

- 令和 2 年の改正において家畜防疫官の質問・検査等の権限を強化したことや、訪日外客数の増加に伴い、**違反畜産物の摘発件数も増加**。令和 7 年の違反畜産物摘発件数は**22.1 万件**（自主放棄、自主申告による廃棄を含む）。
- 動物検疫所では、空港・国際郵便局で摘発された違反畜産物の一部についてウイルスのモニタリング検査を実施。これまでに**アフリカ豚熱等のウイルス遺伝子陽性やウイルス分離が確認**されている状況。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子陽性・分離

アフリカ豚熱ウイルス(ASFV)検査陽性事例
(2018年9月～2026年7月末時点)

輸入経路	ASFV遺伝子陽性件数
旅客携帯品	268 例
国際郵便物	158 例

これまで、中国及びフィリピン等から持ち込まれた豚肉製品から**感染力のあるアフリカ豚熱のウイルスを分離**（2026年7月末時点で 4 件）

口蹄疫ウイルスの分離

2026年4月、中国から持ち込まれた山羊肉から**初めて感染力のある口蹄疫ウイルスを分離**

【口蹄疫ウイルス分離検査陽性となった偶蹄類の肉等の情報(旅客携帯品)】

1 例目	到着日：2026年1月11日 品目：山羊肉（蹄）(8.23 kg)	(北京製、電子検疫装置) (申告あり)
------	--------------------------------------	------------------------



輸入禁止品(肉製品等)の摘発状況

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 平成31年4月から、有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和8年7月末までに、携帯品検査においては7件、郵便物検査においては2件の有罪判決。

畜産物の不正な持込みによる有罪事例（家伝法違反）

○携帯品検査（令和8年7月31日時点）

年度	仕出国	違反品	措置状況
1	ベトナム	かも類の卵 偶蹄類の動物の内	罰金刑が確定
2	フィリピン	ソーセージ等	主犯：懲役刑（執行猶予付き）が確定 共犯：罰金刑が確定
3	ベトナム	豚肉ソーセージ 豚肉調整品 牛肉、犬肉	主犯：懲役刑（執行猶予付き）が確定 共犯：罰金刑が確定
4	タイ	豚肉ソーセージ	罰金刑が確定
5	台湾	偶蹄類の動物及び かも類の血液を含む血餅	罰金刑が確定
6	ミャンマー	偶蹄類の動物の肉等	罰金刑が確定
7	フィリピン	偶蹄類の動物の肉等	罰金刑が確定

○郵便物検査（令和8年7月31日時点）

年度	仕出国	違反品	措置状況
1	中国	豚肉加工品等	罰金刑 及び 懲役刑（執行猶予付き）が確定
2	中国	鶏肉加工品	罰金刑が確定

【罰則規定】

家畜伝染病予防法違反：3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（法人の場合5,000万円以下）
（第36条第1項（輸入禁止）違反）

摘発上位国の状況

※ 1 自主放棄、自主申告による廃棄を含む。

※ 2 （ ）内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

○携帯品（令和7年（速報値））

	国名	件数（件）※1,2	重量（kg）※1,2
1	中国	61,885 (28.0%)	29,088 (27.2%)
2	韓国	37,980 (17.2%)	12,481 (11.7%)
3	ベトナム	10,973 (5.0%)	8,396 (7.8%)
4	フィリピン	9,816 (4.4%)	5,496 (5.1%)
5	インドネシア	8,939 (4.0%)	4,871 (4.6%)
6	タイ	6,660 (3.0%)	2,740 (2.6%)
	総件数、総重量	220,962 (100%)	107,020 (100%)

○郵便物（令和7年（速報値））

	国名	件数（件）※2	重量（kg）※2
1	中国	31,268 (76.6%)	42,768 (72.1%)
2	ベトナム	5,142 (12.6%)	11,899 (20.1%)
3	モンゴル	975 (2.4%)	709 (1.2%)
4	インドネシア	646 (1.6%)	1,260 (2.1%)
5	タイ	621 (1.5%)	791 (1.3%)
6	アメリカ	527 (1.3%)	240 (0.4%)
	総件数、総重量	40,834 (100%)	59,280 (100%)

(5) その他

狩猟される皆様へ
～豚熱・アフリカ豚熱対策のお願い～

R8.5時点

◇全国43都府県で野生イノシシでの豚熱感染を確認。
◆令和7年11月以降、**鹿児島県の野生イノシシでも豚熱感染が確認されています！！**
◇野生イノシシの豚熱感染確認区域では、**イノシシ肉が利用制限**される可能性があります。
◆近隣諸国ではアフリカ豚熱の発生が継続中です。

県内の野生イノシシにおける豚熱感染拡大防止のため、
皆様の一人一人の**洗浄・消毒**が重要です！！

糞便や唾液等から
環境中(土壌、植物等)
にウイルスを排出

人、靴、ナイフ、車のタイヤ等に
ウイルスが付着するリスク

豚熱感染を広げないために...

- ◆狩猟後は、「**洗浄**」・「**消毒**」を！
- ◇イノシシ解体時には、使い捨てゴム手袋や防護服・レインコート等を使用。
- ◆内臓等は、放置せず二重に袋で包んで持ち帰り、衛生的に廃棄。
- ◇自家消費の目的であっても、肉等を豚熱等感染確認区域から**持ち出さない**。
(「豚熱感染確認区域におけるシビエ利用の手引き」に従う場合を除く)
- ◆自宅に帰ってからも念入りに「**洗浄**」・「**消毒**」！

ウイルスを別の猟場に運ばない！

消毒する
ポイント

○まずは洗浄！ ⇒ ブラシなどを使いながら土や血液などの汚れを落とす。
●消毒は、洗浄後にお願いします。
⇒ 逆性石鹸やアルコール、消石灰の乳液(粉でも可)をスプレーやジョウロ、噴霧器にかけてください。 ※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています

お問い合わせ先

豚熱関係 県農政部 家畜防疫対策課 TEL:099-286-3297・3224
 野生鳥獣関係 同 農村振興課 TEL:099-286-3114
 狩猟関係 県環境林務部 自然保護課 TEL:099-286-2616

鹿児島県

山林に立ち入る皆さまへ

豚熱ウイルスの拡散防止に ご協力をお願いします。

野生いのししの間で豚熱という病気が広がっています。
人間に感染することはありませんが、
豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。
ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。

1 ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は山で落としましょう。

2 いのししを誘引しないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。

3 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。

4 いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡して下さい。

中央畜産会
 農水省HP
<https://www.maff.go.jp/syuan/douei/cst/consumer.html>

(参考)

高病原性 鳥インフルエンザ

● 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
● 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

■ 人、物、車両の出入時対策

- 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- 家畜舎内での靴の着用。

■ 野生動物の侵入防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
- 一特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止。
- ねずみ及び害鳥の駆除。
- 鶏群・鶏舎の搬出口に網を設置。
- 飼育場の清掃、死体や糞尿の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは警戒を強化。
特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家畜所有者は毎日の健康観察を怠らに行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。

野鳥・野生動物対策

- 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- 野鳥等への安易な餌やり等の中止

MAFF 農林水産省

飼養家畜の異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

TEL

畜産・家畜衛生情報メールマガジン 「かごしま畜コミ・インフォ」

(かごしまチッコミ・インフォ)

県内の家畜の生産者、畜産関係者を結び、身近なコミュニケーション手段のひとつとして、メールマガジンによる県からの情報発信を行います。定期的に畜産に関する情報発信とともに、家畜伝染病の発生情報など随時配信します。

- ・家畜衛生情報(国内外における家畜伝染病の発生情報等)
- ・毎月29日「畜産の日」「一斉消毒の日」にあわせた定期情報
- ・県内における畜産に関するイベント開催情報等

鹿児島県ホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)から登録できます。

ホームページ > 産業・労働 > 食・農業 > 畜産 > トピックス > 畜産・家畜衛生情報メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」

携帯電話をお持ちの方は、携帯電話からのご登録が便利です。

登録用サイト アドレス及びQRコード

PC スタート	http://plus.sugumail.com/usr/kagoshima-magazine/home	
フィーチャー フォン	https://m.sugumail.com/m/kagoshima-magazine/home ※SHA-2非対応機種ではWeb画面に係る操作は、ご利用いただけません。	

☆毎月29日(2月は9日)は「県内一斉消毒の日」?

鹿児島県農政部家畜防疫対策課

TEL:099-286-3224